

ARUHI

株主総会開催方法に関するお知らせ

本年の定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況下、ここ一年で急増した株主数に鑑み、株主の皆さまとのコミュニケーションを促進する目的から、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、バーチャルオンリー株主総会方式で開催することを決定いたしました。バーチャルオンリー株主総会では、議決権を有する株主さまにおかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことにより、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆さまには、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会のライブ配信をご視聴いただくのみの場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問いただくこと等が可能となります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、本年の株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社Webサイト(<https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7198/>



第8回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時 開会

株主総会当日は午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2022年6月24日（金曜日）午後3時より開催いたします。

会場

場所の定めのない株主総会といたします。

※当社所定のWebサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該WebサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、6ページ以下の「8. バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。なお、完全オンラインにて開催するため、株主さまが実際にご来場いただく会場はございません。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定の件

アルヒ株式会社

証券コード: 7198

住宅ローンカンパニーから、総合的な住み替えカンパニーへ進化します。

ARUHI

新しい生活は「ある日」始まります。

人生は「ある日」の積み重ねでできています。

そして、住宅を持つ日は、お客さまにとってかけがえない「ある日」。

ARUHIは、住み替える人々に必要なさまざまなサービスと商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じご提供することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようにお手伝いします。

お客さまにとって本当に住みやすい街やライフスタイルに合った家のご紹介、不動産売買のお手伝い、さまざまな暮らしのサービスが付いた住宅ローンなど、住み替えに必要なサービスと商品をワンストップでご提供します。

ARUHIは、住宅ローンと住み替えに関わるサービスが完全なるシナジーを発揮した、総合的な住み替えカンパニーへ進化します。そして、お客さまに心から喜んでいただけるコンシューマーブランドを目指します。

株主の皆さまへ



代表取締役社長 CEO兼COO

勝屋 敏彦

株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第8回定時株主総会を開催いたしますのでここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は昨年、お客さまに対する住宅ローンのご提供にとどまらず、お客さまの街探しや家探し、不動産売買のお手伝いなど、住み替えに必要なサービスをワンストップでご提供する「住み替えカンパニー」に進化することを志向した「中期経営計画2021」を公表いたしました。2021年度においては、街探しのためのサービスである「TownU（タウンユ-）」のローンチ、住み替えのご相談を承るアルヒ住み替えコンシェルジュの設立など住み替えカンパニーへの進化に向けた第一歩を踏み出すことができました。

本年4月からの新経営体制におきましても、コアビジネスである住宅ローンの取り扱い件数を増やすという意味合いにおいてこうした流れを加速するとともに、更なる効率的業務運営を目指すべくデジタルトランスフォーメーションにも積極的に取り組んでまいります。

さて、本年の定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況下、ここ一年で急増した株主数に鑑み、株主の皆さまとのコミュニケーションを促進する目的から、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、バーチャルオンリー株主総会方式にて開催することといたしました。インターネットを利用した株主総会の開催により、より多くの株主の皆さまが物理的距離を問わずご出席することが可能になるのではと考えております。株主の皆さまにおかれましては、開催の趣旨にご理解を賜り、是非ご出席いただけますとともに、当社に対し一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード: 7198
2022年6月7日

東京都港区六本木一丁目6番1号

アルヒ株式会社

代表取締役社長
CEO兼COO

勝屋 敏彦

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」の附則第3条第1項に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本株主総会には、株主さまが実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるWebサイトのURL、アクセス方法、お手持方法等の詳細は、後記の「バーチャルオンリー株主総会方式での株主総会運営について」の「8. バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。また、当日ご出席されない場合、又はご出席される予定でも通信障害等が発生した場合の備えとして、書面又はインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。書面又はインターネット等により事前に議決権を行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使】

13ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

当社ホームページアドレス <https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。

1 日 時	<p>2022年6月23日（木曜日）午前10時</p> <p>※株主総会当日は、午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2022年6月24日（金曜日）午後3時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社Webサイト(https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders)において、2022年6月23日午前11時までにあらかじめ詳細をご案内いたします。</p>
2 場 所	<p>場所の定めのない株主総会といたします。</p> <p>※当社所定のWebサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該WebサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、6ページ以下の「8. パーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。なお、完全オンラインにて開催するため、株主さまが実際にご来場いただける会場はございません。</p>
3 目的事項	<p>(1) 報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>(2) 決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定の件

以 上

1. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社Webサイト（<https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>）より、最新の発信情報をご確認ください。また、併せてお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そのため、事前の議決権行使に際しましては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社Webサイトに修正後の事項を掲載いたします。
 4. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 5. 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である6月24日（金曜日）午後3時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに上記の当社Webサイトにてお知らせいたしますので、6ページ以下の「8. パーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きのうえ、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- その他、本株主総会の運営に関して変更が生じた場合には、上記の当社Webサイトにて変更内容等をお知らせいたします。

バーチャルオンリー株主総会方式での株主総会運営について

1. バーチャルオンリー株主総会方式での開催について

本年の定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況下、ここ一年で急増した株主数に鑑み、株主の皆さまとのコミュニケーションを促進する目的から、経済産業大臣及び法務大臣の承認を受け、バーチャルオンリー株主総会方式にて開催することといたします。バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主さまにおかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことにより、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆さまには、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会のライブ配信をご視聴いただくのみの場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問をいただくこと等が可能となります。ご出席いただくために必要となるWebサイトのURL、アクセス方法、お手持方法等の詳細につきましては、「8. バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

本株主総会には、株主さまが実際にご来場いただける会場はございません。議決権を行使される株主さまにおかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくか、本株主総会当日に当社指定の本株主総会専用のWebサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席いただいた上で議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 議決権行使について

書面又はインターネット等による事前の議決権行使のほか、本株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことができます。

本株主総会当日の議決権行使をご希望になられる株主さまにおかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。本株主総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては「8. バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

なお、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまがバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆さまのご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

3. ご質問の方法について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、オンライン上でご質問をいただくことができます。ご質問の方法は、議長の指定する方法に従い、当社指定の本株主総会専用のWebサイトより、テキストにて本株主総会の目的事項に関する質問事項をご入力いただく形で行うことが可能です。本株主総会当日の質問の方法の詳細につきましては、「8. バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

ご質問につきましては、お一人様につき3問まで、1問あたりの文字数は250文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握させていただけるよう、簡潔なご入力にご協力をお願い申し上げます。なお、本株主総会当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることとし、いただいたご質問の全てには回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。同様の質問等の繰り返し、膨大な文字量のテキストデータの送信、及び本株主総会の目的事項と無関係な内容、プライバシー又は名誉を害する内容その他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆さまとの貴重な対話の場である本株主総会の趣旨に反する場合や、本株主総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を遮断させていただく場合がございます。

4. 動議について

本株主総会における動議については、本株主総会当日に、議長が指定する方法に従い、当社指定の本株主総会専用のWebサイトよりテキストをご入力いただくことで、動議を提出することが可能です。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として採り上げない場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議の繰り返しの送信、明らかに不適法な動議の送信その他議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を遮断させていただきます場合がございます。

5. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置いたします。通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主さまへの周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

6. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主さまの利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

7. 代理出席の取扱いについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主さまは、法令及び当社定款の定めに従い、当社の議決権を有する他の株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。

お手続き方法の詳細につきましては、「8. バーチャルオンリー株主総会の運営について」の「4. 代理人による出席方法」をご参照ください。

8. バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会は、『バーチャルオンリー株主総会』です。株主さまが実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のとおりご案内申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会に当日ご出席する株主さま

本株主総会は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」の附則第3条第1項に基づいて開催される『バーチャルオンリー株主総会』となります。

つきましては、物理的な会場をご用意しておりませんので、株主の皆さまにおかれましては、インターネット経由でご出席くださいますようお願い申し上げます。

『バーチャルオンリー株主総会』では、株主総会当日に専用のWebサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能です。

1. 配信日時

2022年6月23日（木曜日） 午前10時から（ログイン開始は午前9時30分頃を予定しております）

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/aruhi-8>



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、

バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※ 議決権行使書をご投函いただく前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2022年3月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主さまにつきましては、議決権行使書に記載の「郵便番号」と相違する場合がございますのでご注意ください。

※ その他ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

「2. アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「決議」タブより賛否をご入力ください。また、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

動議をご提出される場合は画面下の「動議」ボタンから動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

4. 代理人による出席方法

当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主さまは、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒150-0044 東京都渋谷区円山町3-6E・スペースタワー12F

コインチェック株式会社 Sharely事業部 アルヒ株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2022年6月20日（月曜日）午後5時必着

5. お問い合わせ

視聴方法でお困りの場合は、下記URLより株主さま向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

また、以下受付日時、電話番号において本株主総会に関する接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。なお、本株主総会の議案に対するご質問や、その他本株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

【バーチャルオンリー株主総会Sharelyお問い合わせ窓口】

電話番号：03-6416-5287

受付時間（株主総会前）：2022年6月3日（金曜日）～6月22日（水曜日）平日午前10時～午後5時

受付時間（株主総会当日）：2022年6月23日（木曜日）午前9時～株主総会終了時

以上

注意事項

- 書面又はインターネット等による議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し議決権を行使された場合は、当日又は最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容等により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備えて具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、ご視聴される株主さまの通信環境の影響等により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- 本株主総会当日において、株主さまの通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いかねます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主さまのご負担となります。
- ライブ配信の動画、音声又は画像等の録画・録音、また、これらのデータの第三者への提供や、SNS等を通じた公開での配信、上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは固く禁止いたします。
- 本株主総会当日は、議長及び当社役員のみを撮影の上、ライブ配信する予定でございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日の議決権行使

書面又はインターネット等による事前の議決権行使のほか、本株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことが可能です。

本株主総会当日の議決権行使をご希望になられる株主さまにおかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。株主総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、6ページ以下の「8. バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

なお、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまがバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆さまのご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

当日のバーチャルオンリー株主総会での議決権行使のご案内

1. 以下のURLあるいはQRコードからバーチャルオンリー株主総会のログイン画面へアクセスしてください。
2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

<https://web.sharely.app/login/aruhi-8>



3. セキュリティ及び株主さまの保護のためキャプチャ認証がございます。表示された9つの写真から適切なものを選び、確認してください。
4. 以下の画面が表示され、定刻になりましたら、株主総会へのご出席が出来ております。配信画面上部にある決議タブより当日の議決権行使が可能です。



5. 株主総会当日におきまして、議長からアナウンスされた議決権行使の受付時間内において、議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することが出来ます。

アルヒ株式会社 第8回定時株主総会

投票

第1号議案 剰余金の処分の件

賛成 反対 棄権

第2号議案 定款一部変更の件

賛成 反対 棄権

第3号議案 取締役6名選任の件

冨田 宏

賛成 反対 棄権

藤屋 敏彦

賛成 反対 棄権

松本 康子

賛成 反対 棄権

井手 登喜子

賛成 反対 棄権

火浦 俊彦

賛成 反対 棄権

大信田 博之

賛成 反対 棄権

第4号議案 監査役1名選任の件

賛成 反対 棄権

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

賛成 反対 棄権

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定の件

賛成 反対 棄権

投票完了

事前の議決権行使

事前の議決権行使には以下の2つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第4号議案～第6号議案まで

- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 反対する場合 >> **[否]** の欄に○印

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使Webサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使Webサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(株主総会参考書類)

■第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社配当方針に基づき、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、本株主総会をバーチャルオンリー株主総会方式にて開催することに伴い、2022年6月24日(金)を株主総会の予備日として設定させていただくため、剰余金の配当が効力を生じる日は、2022年6月27日(月)となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金30円00銭 配当総額 1,059,334,200円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

なお、当社の配当方針につきましては、以下のとおりとなります。

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しております。この認識に基づき、当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、内部留保については更なる企業価値の向上を図るための成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当を実施していくことを基本方針としております。具体的には配当性向35%以上を目標としており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

第8回定時株主総会終結の時をもって、当社取締役 浜田宏氏、勝屋敏彦氏、松本康子氏、井手登喜子氏、火浦俊彦氏、及び大信田博之氏が任期満了となります。つきましては、以下の6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席率
1	はま だ ひろし 浜 田 宏 再任	代表取締役会長	100% (16/16)
2	かつ や とし ひこ 勝 屋 敏 彦 再任	代表取締役社長 CEO兼COO	100% (13/13)
3	まつ もと やす こ 松 本 康 子 再任	取締役副社長CFO	100% (13/13)
4	い で と き こ 井 手 登 喜 子 再任 社外 独立	社外取締役	93.8% (15/16)
5	ひ うら とし ひこ 火 浦 俊 彦 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16/16)
6	おお し だ ひろ ゆき 大 信 田 博 之 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16/16)

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに
基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者との当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、井手登喜子氏、火浦俊彦氏、及び大信田博之氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
3. 取締役会出席率は当事業年度に開催された取締役会の回数及び出席回数より算出しております。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の55ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

再任



は ま だ ひろし
浜田 宏

(生年月日 1959年5月30日)

- ▶ 所有する当社の株式数 953,000株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 7年1ヶ月

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

- 1982年 4月 山下新日本汽船株式会社(現株式会社商船三井) 入社
- 1987年 4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店(現メットライフ生命保険株式会社) 入社
- 1992年11月 米国クラーク・コンサルティング・グループ 入社
- 1995年 1月 デル・コンピュータ株式会社(現デル株式会社) 入社
- 2000年 8月 同社 代表取締役社長 米国本社副社長 就任
- 2006年 5月 株式会社リヴァンプ 代表パートナー 就任
- 2008年 4月 HOYA株式会社 執行役最高執行責任者 就任
- 2008年 6月 同社 取締役執行役最高執行責任者 就任
- 2011年11月 同社 取締役兼代表執行役最高執行責任者 就任
- 2014年 3月 コクヨ株式会社 社外取締役 就任
- 2015年 5月 旧アルヒ株式会社 代表取締役会長CEO 就任
- 2015年 5月 アルヒグループ株式会社(現当社) 代表取締役会長CEO 就任
- 2015年 9月 旧アルヒ株式会社 代表取締役会長兼社長CEO兼COO 就任
- 2015年 9月 アルヒグループ株式会社(現当社) 代表取締役会長兼社長CEO兼COO 就任
- 2021年 6月 アルヒ株式会社 代表取締役会長兼社長CEO 就任
- 2022年 4月 アルヒ株式会社 代表取締役会長 就任(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はありません。

▶ **取締役候補者とした理由**

浜田宏氏は、2015年5月から当社グループの経営を牽引し、重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしてまいりました。2022年4月以降は代表取締役会長として、新社長及び新副社長の経営執行をサポートしております。今後も、当社の企業価値向上への貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

再任



かつ や とし ひ こ
勝屋敏彦

(生年月日 1965年12月18日)

- ▶ 所有する当社の株式数 9,200株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 1年0ヶ月

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

- 1989年 4月 株式会社三菱銀行(現三菱UFJ銀行) 入行
- 2006年 4月 マネックスビーンズホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社) 入社
- 2010年10月 株式会社マネックスFX 代表取締役社長 就任
- 2015年11月 マネックス証券株式会社 代表取締役社長 就任
- 2017年 6月 マネックスグループ株式会社 取締役執行役 就任
- 2018年 4月 コインチェック株式会社 代表取締役社長 就任
- 2018年 6月 マネックスグループ株式会社 常務執行役 就任
- 2019年 6月 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会(現日本暗号資産取引業協会) 理事 就任
- 2021年 1月 アルヒ株式会社 副社長執行役員 就任
- 2021年 6月 同社 代表取締役副社長COO 就任
- 2022年 4月 同社 代表取締役社長CEO兼COO 就任(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はございません。

▶ **取締役候補者とした理由**

勝屋敏彦氏は、幅広い金融関連事業の経験や知見を活かし、長年に亘り企業経営に携わってまいりました。

2021年1月に当社に入社し、2021年6月から代表取締役副社長として、2022年4月から代表取締役社長CEO兼COOとして、事業課題を的確に把握・解決し、当社経営戦略の実現に向けた組織改革を牽引する重要な役割を果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

3

再任



まつもと やすこ
松本康子

(生年月日 1964年2月2日)

- ▶ 所有する当社の株式数 9,300株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 1年0ヶ月

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

- 1986年 4月 日本電気株式会社 入社
- 2017年 4月 Kemet Corporation 社外取締役 就任
- 2018年 7月 アルヒ株式会社 入社
- 2021年 1月 同社 常務執行役員CFO 就任
- 2021年 6月 同社 常務取締役CFO 就任
- 2022年 4月 同社 取締役副社長CFO 就任(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はございません。

▶ **取締役候補者とした理由**

松本康子氏は、財務・会計及び経営企画部門における高い専門性と能力を有しております。2018年7月に当社に入社し、2021年6月からは常務取締役CFOとして、2022年4月からは取締役副社長CFOとして、事業課題を的確に把握・解決し、当社経営戦略の実現に向けたファイナンス業務を統括する重要な役割を果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

4

再任

社外

独立



い で と き こ
井手登喜子

(生年月日 1958年4月16日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 4年11ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1981年 4月 日本ビクター株式会社 入社
- 1988年 4月 日本モトローラ株式会社 入社
- 1998年 6月 デル株式会社 入社
- 2005年 9月 バクスター株式会社 ファイナンス・ヴァイスプレジデント 就任
- 2012年 7月 株式会社アサイアン 最高財務責任者 就任
- 2014年 4月 NEW Asurion Asia Pacific Japan合同会社
(現アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社) 最高財務責任者 就任
- 2016年 8月 アシュリオン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 就任
- 2017年 7月 アルヒ株式会社 社外取締役 就任(現任)
- 2018年 8月 アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 顧問 就任

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井手登喜子氏は、経営者として、また、財務責任者としての豊富な経験と知見を有しております。特にファイナンス分野について、専門的な観点から当社の業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督を期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、人事報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、井手登喜子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号

5

再任

社外

独立



ひ う ら と し ひ こ
火 浦 俊 彦

(生年月日 1959年10月1日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 4年11ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1983年 4 月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 (1986年2月 退職)
- 1986年 2 月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド 入社
- 1997年 1 月 同社 パートナー 就任
- 2008年 1 月 同社 代表パートナー 就任
- 2014年 4 月 同社 会長 就任
- 2017年 7 月 同社 アドバイザリーパートナー 就任
- 2017年 7 月 アルヒ株式会社 社外取締役 就任(現任)
- 2019年 7 月 株式会社エクサウィザーズ 社外取締役 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

火浦俊彦氏は、株式会社エクサウィザーズにて、2019年7月より社外取締役を務めております。

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

火浦俊彦氏は、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な知見を有しております。特に事業戦略及びテクノロジー領域について専門的な観点から当社の業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督を期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、人事報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、火浦俊彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお同氏が所属していた株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)は、当社の主要な借入先の一つであります。退職から30年以上の年数が経過していることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。

候補者番号

6

再任

社外

独立



お お し だ ひ ろ ゆ き
大信田 博之

(生年月日 1957年6月5日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 2年11ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1981年 4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行(1998年6月退職)
- 1998年 7月 KPMGグローバルソリューション株式会社 入社
- 1999年 7月 同社 ディレクター 就任
- 2000年 2月 KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社
- 2000年 7月 同社 東京支店 パートナー兼支店長 就任
- 2003年 8月 株式会社KPMG FAS 代表取締役パートナー 就任
- 2006年 9月 金沢工業大学虎ノ門大学院 客員教授 就任
- 2019年 7月 アルヒ株式会社 社外取締役 就任(現任)
- 2019年 7月 株式会社ギガプライズ 社外取締役 就任(現任)
- 2019年11月 株式会社SFM 社外取締役 就任(現任)
- 2019年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外監査役 就任
- 2021年12月 同社 取締役 監査等委員(社外) 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

大信田博之氏は、株式会社ギガプライズ及び株式会社SFMの社外取締役であり、また、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の取締役 監査等委員(社外)であります。

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大信田博之氏は、経営者として、また、コンサルタントとしての豊富な経験と知見を有しております。特に資本提携を含むM&A、経営戦略について専門的な観点から当社の業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督を期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、人事報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、大信田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏が所属していた株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)については、当社の借入先ではなく、また、退職から20年以上の年数が経過していることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

第8回定時株主総会終結の時をもって、当社監査役原田裕司氏が辞任することに伴い、新たに以下の新任社外監査役1名を選任することにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

新任

社外

独立



ば ば や す ひ ろ
馬場 康弘

(生年月日 1961年2月16日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 監査役在任年数(本総会終結時) ー

▶ 略歴

- 1983年 4月 東京銀行(現三菱UFJ銀行) 入行
- 1986年 7月 大蔵省(現財務省) 出向(一時転籍)
- 1988年 7月 東京銀行(現三菱UFJ銀行) 復職(2012年10月退職)
- 2006年 1月 三菱東京UFJ銀行(現三菱UFJ銀行) 法人企画部 法人コンプライアンス室長 就任
- 2009年12月 三菱UFJ証券株式会社 グローバルコンプライアンス部長 就任
- 2010年 5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 業務管理統括部長 就任
- 三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社 コンプライアンス統括部特命部長 就任
- 2017年 6月 MUS情報システム株式会社 監査役 就任
- 2020年 7月 山田コンサルティンググループ株式会社 法務コンプライアンス室長 就任

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶ 社外監査役候補者とした理由

馬場康弘氏は、大手銀行における企画部門での勤務、大蔵省(現財務省)での勤務、証券会社におけるコンプライアンス部門での勤務等、多様な経験に基づく金融・財務・コンプライアンスに関する豊富な知見を有しております。また、情報システム会社での監査役経験も有していることから、当社の健全かつ適切な運営のために重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外監査役候補者としたものであります。

▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、馬場康弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が所属していた株式会社東京銀行(現三菱UFJ銀行)については、当社の総資産額の1%にも満たない取引先であり、また、退職から約10年の年数が経過しており、退職直前の3年間は証券会社への出向であったことから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。

新任

新任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、馬場康弘氏が監査役に就任する際には、同氏と当該契約を締結する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の55ページに記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令若しくは定款に定める員数を欠くことになる場合、又は第4号議案における馬場康弘氏の監査役選任議案が否決された場合、若しくは同議案が承認され、その後常勤監査役たる同氏が欠けた場合に備え、以下の候補者1名を補欠としての監査役に選任することにつき、あらかじめご承認いただきたく存じます。

なお、本選任の効力は次期定時株主総会開始の時までとなりますが、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその承認を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

いのう えあきひろ

井上明大

(生年月日 1966年12月14日)

▶ 所有する当社の株式数 67,900株

▶ 略歴及び当社における地位

1990年 4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社） 入行
 2000年 3月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 入社
 2005年 7月 SBIホールディングス株式会社 入社
 2006年 4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社 入社
 2007年 9月 住信SBIネット銀行株式会社 取締役 就任
 2009年 6月 SBIモーゲージ株式会社（現アルヒ株式会社） 入社
 2018年 7月 同社 内部監査部長 就任
 2021年 7月 同社 コンプライアンス本部 副本部長 就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶ 補欠としての監査役候補者とした理由

井上明大氏は、当社内部監査部長を経て、現在、当社コンプライアンス本部 副本部長として、内部統制及び当社事業に関する豊富な知見を活かし、当社のコンプライアンスの向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後、当社のコンプライアンス強化を更に牽引していくことが期待できるため、補欠としての監査役候補者としたものであります。

- (注) 1. 井上明大氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、井上明大氏が監査役に就任する際には、同氏と当該契約を締結する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。
 ・ 監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
 3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告55ページに記載のとおりです。そのため、井上明大氏が監査役に就任する際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

■第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定の件

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日開催の第6回定時株主総会において、2017年6月14日開催の第3回定時株主総会において年額5億円以内とご承認いただいた取締役報酬枠とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億円以内、譲渡制限付株式報酬として新たに発行又は処分される当社の普通株式の総数を年5万株以内として設定することにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、ガバナンス強化及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを取締役等に与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進める必要があること、また取締役の員数の拡大（本制度の対象となる取締役の総数は、第6回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額をご承認いただきました時点では2名でございましたが、本株主総会時点におきましては3名に増加しております）を勘案して、第3回定時株主総会において年額5億円以内とご承認いただいた取締役報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠を年額2億円以内、譲渡制限付株式報酬として新たに発行又は処分される当社普通株式の総数を年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）へと改定させていただきますたく存じます。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）、本議案の対象となる取締役は3名となります。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考) 本株主総会において本議案が決議されました場合は、事業報告56ページ以下に記載いたします「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の「c.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針」における、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額2億円以内とし、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年10万株以内とする変更について、本株主総会後に開催される取締役会にて付議する予定です。

以上

ご参考

<2022年6月23日 第8回定時株主総会後の取締役・監査役（予定）>

氏名	役職	社外	企業経営	財務・会計・ファイナンス	マーケティング・営業	テクノロジー	国際性	人事・労務	コンプライアンス 法務・	リスクマネジメント ガバナンス・	ESG・サステナビリティ	人事報酬委員会
浜田 宏	代表取締役		●		●		●				●	●
勝屋 敏彦	代表取締役		●		●		●				●	
松本 康子	取締役		●	●						●	●	
井手 登喜子	取締役	●	●	●			●				●	●
火浦 俊彦	取締役	●	●		●	●	●					●
大信田 博之	取締役	●	●	●					●	●		●
馬場 康弘	常勤監査役	●		●			●		●	●		
今村 誠	監査役	●					●	●	●	●		
中野 竹司	監査役	●		●					●	●	●	
上野 光正	監査役	●		●			●		●	●		

(注) 1. 上記は、各人の有するスキルのうち、主なもの4つに●印を付けております。各人の有する全てのスキル・能力・その他の知見を表しているものではありません。

2. 役付取締役は本株主総会後の取締役会にて、常勤監査役は本株主総会後の監査役会にて、正式に決定いたします。

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における住宅関連業界は、通年の新設住宅着工戸数が、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）拡大前の水準に近づいた一方で、住宅の引き渡しについては、一部でウッドショック・原油価格の高騰による建築資材不足、住宅設備機器の欠品・遅延が発生したことによる影響が見られました。また、仲介成約件数も通年では感染症拡大前の水準となりましたが、年央から中古物件の在庫不足、給湯器等の調達遅延の影響を受けるなど、新築・中古ともに、テレワークの普及による在宅時間の増加などから、より快適な住環境への住み替えニーズを背景とした住宅需要が底堅く推移したものの、住宅供給面で感染症による影響がありました。

住宅ローン市場において、預金増を背景とした銀行による積極的な貸出が行われた一方で、フラット35市場については、感染症の長期化による就業不安や物件価格の高騰などから利用顧客層の購入見送りなどの影響が見られました。

このような状況のもと、当社グループは、「中期経営計画2021」の初年度となる当連結会計年度において、「住み替えカンパニー」への進化のため、「住み替えを希望するお客さまを街・家探し～住宅購入～住宅ローンに繋げる基盤」の構築を進めてまいりました。

住宅ローン事業では、関西・中部・南関東で地域支社を設立し、FC（フランチャイズ）店舗と連携した大手不動産事業者開拓及びFC店舗へのきめ細かいサポートなど、地域密着型マーケティングを開始しました。また、FC店舗でも多様な商品ラインアップの中からお客さまに合った商品を選択していただけるよう、直営店のみで取り扱っていたauじぶん銀行の住宅ローンの紹介業務を開始しました。

新規事業については、アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社において居住用不動産の買取再販事業をスタートし、仕入・販売ネットワークなどの事業基盤を確立しました。さらに、住宅ローンや物件購入・売却など住み替えについてのコンサルティング業務を行うアルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社においても、相談受付から物件紹介までのビジネスプロセスを確立しました。また、一人ひとりのライフスタイルや価値観に合った“本当に住みやすい街”を提案するWebサービス「TownU（タウニュー）」の提供を開始し、お客さまの住み替え需要の喚起に取り組んでまいりました。

しかしながら、フラット35市場の低迷、当社の得意とする中古物件を取り扱う中小規模事業者における物件不足や、三大都市圏における住宅ローン市場の競争激化などにより、当社の融資実行件数（借換含む）は、前連結会計年度比17.5%減少となりました。

当連結会計年度の営業収益は、債権管理回収業務が前連結会計年度比14.0%増加、保険関連業務が前連結会計年度比25.2%増加とリカーリング収益が好調に推移したことに加え、新規事業などのその他業務が前連結会計年度比71.1%増加した一方、融資実行業務が前連結会計年度比14.5%減少、ファイナンス業務が前連結会計年度比10.7%減少したことで、前連結会計年度比1,632百万円減となる25,189百万円（前連結会計年度比6.1%減）となりました。営業費用は、中長期的な成長に向けた人員採用やテクノロジー活用のための投資などの戦略的な投資を行った一方、その他固定費の抑制に努め前年と同水準となったことで、税引前利益については前連結会計年度比1,594百万円減となる6,151百万円（同20.6%減）、当期利益は4,225百万円（同18.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は4,239百万円（同18.1%減）となりました。

なお、当社グループは住宅ローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

以上により、当社グループの当連結会計年度の営業収益は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

営業収益内訳	前連結会計年度		前連結会計年度比
	(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	
融資実行業務	14,261	12,192	85.5%
ファイナンス業務	7,364	6,574	89.3%
債権管理回収業務	2,492	2,840	114.0%
保険関連業務	2,271	2,843	125.2%
その他業務	430	737	171.1%
合計	26,821	25,189	93.9%

- (注) 1. **融資実行業務**：当業務における主な収入は当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上（実行金額に一定の料率を乗じて算出）です。
2. **ファイナンス業務**：当社は、住宅ローンの融資実行により発生した貸付債権を対象として、債権流動化・証券化を実施することで資金調達を行っております。また、融資実行後、債権流動化・証券化を実施するまでの間、当社が貸付債権を保有する場合には、主に銀行借入により資金調達を行っております。当業務における主な収入は、貸付債権の債権譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益（債権譲渡の対象となる貸付債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの）及び当社で保有している貸付債権から発生する利息収入です。
3. **債権管理回収業務**：当社は、当社が融資実行した住宅ローン債権について、住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収業務を受託しております。当業務における主な収入は当社が住宅金融支援機構等から受領するサービシング・フィー売上です。なお、住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含めております。
4. **保険関連業務**：当社は住宅ローンの販売に際して、保険会社からの業務委託を受けて、保険代理店としての業務を行っております。また、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険、全疾病保障特約付の保険商品等の取扱いに関する業務を行っております。当業務における主な収入は、保険代理店手数料売上及び団体信用生命保険料売上です。
5. **その他業務**：その他業務の主な売上の内容は、居住用不動産の買取再販や事務受託業務による売上、FC運営法人に対するシステム利用料です。

(ご参考) 業績ハイライト

▶ 営業収益

25,189 百万円

前連結会計年度比

6.1 %減

▶ 税引前利益

6,151 百万円

前連結会計年度比

20.6 %減

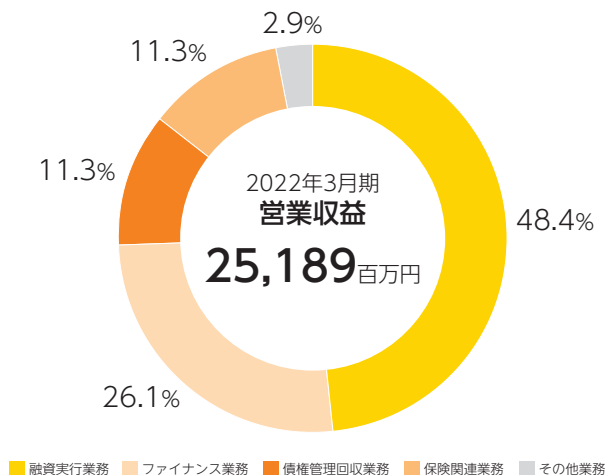
▶ 当期利益

4,225 百万円

前連結会計年度比

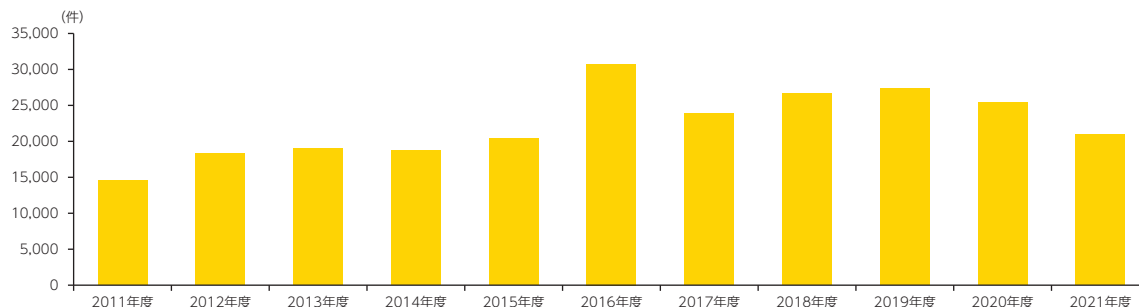
18.4 %減

▶ 業務別営業収益構成比



▶ 当社における融資実行件数の推移 (借換含む)

フラット35市場の低迷、当社の得意とする中古物件を取り扱う中小規模事業者で物件不足の発生、三大都市圏における競争激化などにより、当社の融資実行件数 (借換含む) は、前連結会計年度比17.5%減少となりました。



(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金の調達及び借入金の返済を目的として、複数の金融機関より長期借入金14,000百万円の調達を実施しました。また、手元流動性を確保するため、複数の金融機関と総額32,900百万円のコミットメントライン契約の締結をしました。その結果、当連結会計年度末における長期借入金は38,073百万円、短期借入金は27,700百万円となっております。その他、増資等による資金調達は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は、672百万円です。その主なものは、業務系システム関連及びサイト運営関連ソフトウェア、並びに、支店・FC店舗の出店改装などによるものであります。

(3) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	14,395
株式会社三井住友銀行	6,237

- (注) 1. 当社は運転資金の調達及び手元流動性を確保するため、株式会社みずほ銀行を主幹事とする総額32,400百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約、株式会社三井住友銀行と10,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。
2. 上記コミットメントライン契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は、18,400百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	2019年3月期 第5期	2020年3月期 第6期	2021年3月期 第7期	2022年3月期 第8期
営業収益	23,844	26,202	26,821	25,189
税引前利益	6,264	7,315	7,745	6,151
当期利益	4,312	4,972	5,177	4,225
親会社の所有者に帰属する当期利益	4,312	4,972	5,177	4,239
当期包括利益	4,312	4,972	5,177	4,225
基本的1株当たり当期利益	120円60銭	141円45銭	146円58銭	119円78銭
希薄化後1株当たり当期利益	117円21銭	138円65銭	145円11銭	119円02銭
資産合計	99,398	132,585	164,762	150,713
資本合計	23,853	26,634	30,093	31,877
親会社の所有者に帰属する持分	23,853	26,634	30,093	31,889
親会社所有者帰属持分比率	24.0%	20.1%	18.3%	21.2%
1株当たり親会社所有者帰属持分	675円23銭	756円79銭	847円67銭	903円09銭

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表記しております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、住宅ローン事業を主要事業としております。その主な内容は以下のとおりです。

① 経営の基本方針

人生は「ある日」の積み重ねでできています。そして、住宅を持つ日は、お客さまにとってかけがえのない「ある日」。当社グループは、住み替える人々に必要なさまざまなサービスと商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じご提供することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようお手伝いします。

お客さまにとって本当に住みやすい街やライフスタイルに合った家のご紹介、不動産売買のお手伝い、さまざまな暮らしのサービスが付いた住宅ローンなど、住み替えに必要なサービスと商品をワンストップでご提供します。

② 中期的な経営戦略

感染症の拡大は、日本社会における働き方の意識を変え、都心から郊外、マンションから戸建など、住環境に求めるニーズの大きな転換点となりました。このような住環境ニーズの大きな変化を捉え、当社グループは、2022年3月期から2026年3月期までの5年間を対象とする「中期経営計画2021」を策定し、2021年5月に公表いたしました。

これまでの「住宅ローンカンパニー」からお客さまをワンストップでフルサポートする総合的な「住み替えカンパニー」への進化を目指し、既存の住宅ローン事業に加えて、不動産事業（居住用）並びに住み替えに関するコンシューマーサービス事業を本格的にスタートいたしました。住宅ローンを核として、お客さま一人ひとりのライフスタイルや価値観に合った住みやすい街の提案から、住み替え時や住み替え後の暮らしまで、ライフステージに合わせたさまざまな商品・サービスをご提供するために、下記の取組みを行います。

a. 住宅ローン事業

多様化するニーズに対応し、お客さまの住み替えをサポートするため、商品ラインアップの拡充、全国への地域支社への展開をはじめとした販売チャネルの強化に加え、デジタル・トランスフォーメーション加速によるお客さまの利便性の向上とともに事業の効率化を推進しています。

また、新規事業である不動産事業との連携を進めることで、お客さまの住み替えの上流工程からサポートできる体制を整え、更なるシェア拡大を目指します。

b. 不動産事業（居住用）

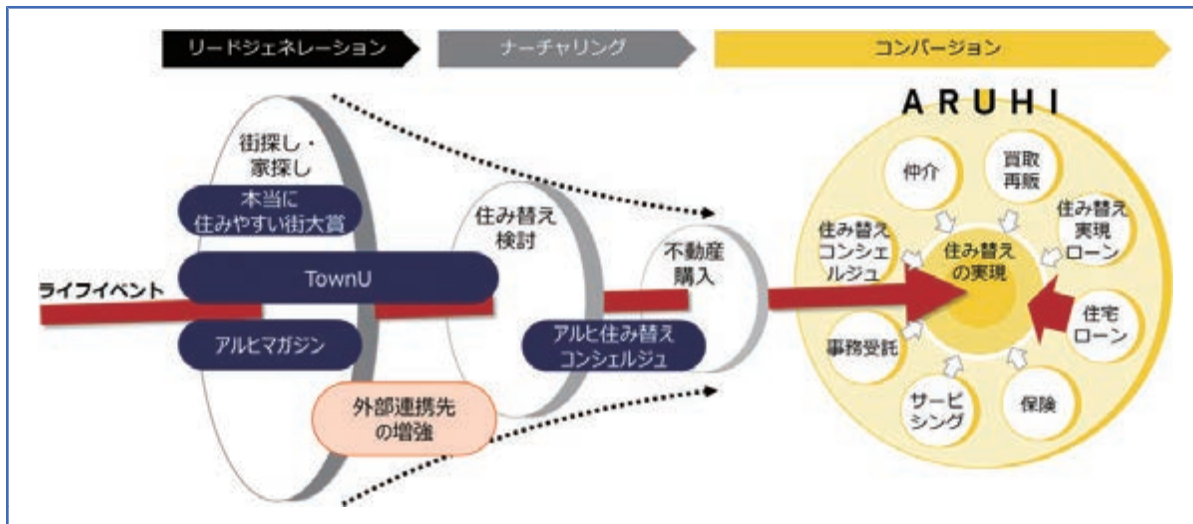
人生のさまざまなライフステージで住み替えを希望するお客さまを、ご検討の初期段階からお手伝いします。一人ひとりのライフスタイルや価値観に合った“本当に住みやすい街”を提案するWebサービス「TownU（タウンユー）」の提供を2021年11月に開始しました。今後、同サービスに物件情報の掲載などの機能拡充を行ってまいります。物件購入・売却、住宅ローンなどの住み替えについてのコンサルティング業務を行う住み替えコンシェルジュでは、「TownU（タウンユー）」との連携強化、外部サービスとの連携を増やすことで、住み替えを希望するお客さまの流入を増強するなど事業基盤の強化に取り組んでまいります。買取再販事業では、堅調な需要を背景に事業拡大期と捉え、仕入・販売エリアの拡大を推進してまいります。

c. コンシューマーサービス事業

当社の住宅ローンをお申し込みいただいたお客さまに対し、お得な引越しや生活インフラなど、住宅購入時や購入後の新生活に必要な優待サービスをご提供することで、住宅ローン事業や不動産事業へのシナジーを実現してまいります。

(参考) 住み替えカンパニーへの進化 - FY2022 以降展望 -

各機能間連携を進め、街・家探し～住宅購入～住宅ローンまでの繋がりを強化し、住宅ローンに繋がると共に各事業の成長を通じ、住み替えカンパニーとしての成長基盤の確立を目指します。



③ 目標とする経営指標

当社グループは、利益ある成長を経営目標とし、営業収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益、税引前利益、及び住宅ローン新規借入実行件数を重視しております。

(6) 主要な営業所及び従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 主要な営業所

事務所

六本木本社	東京都港区
柏の葉分室	千葉県柏市

営業所

ARUHI札幌支店	北海道札幌市中央区
ARUHI仙台支店	宮城県仙台市青葉区
ARUHI川口支店	埼玉県川口市幸町
ARUHI川越支店	埼玉県川越市南通町
ARUHI川崎支店	神奈川県川崎市川崎区
南関東支社	神奈川県横浜市西区
ARUHIたまプラーザ支店	神奈川県横浜市青葉区
ARUHI藤沢中央支店	神奈川県藤沢市南藤沢
ARUHI東京ローンセンター	東京都千代田区
ARUHI池袋支店	東京都豊島区
ARUHI南阿佐ヶ谷支店	東京都杉並区
中部支社	愛知県名古屋市中村区
ARUHI平針支店	愛知県名古屋市天白区
関西支社	大阪府大阪市中央区
ARUHI広島支店	広島県広島市中区
ARUHI福岡支店	福岡県福岡市博多区
ARUHI熊本流通団地支店	熊本県熊本市南区
ARUHI鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市東千石町

② 従業員の状況

従業員数 : 472名 (前連結会計年度末比47名増)

(注) 従業員数には、アルバイト、派遣社員、契約社員及び業務委託社員は含めておりません。

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社に関する事項は以下のとおりです。

名称	住所	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
アルヒRPAソリューションズ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,500万円	100%	事務受託事業
アルヒキャリア株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,000万円	100%	有料職業紹介事業
アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社	東京都目黒区上目黒一丁目26番1号	1,000万円	100%	不動産仲介事業
アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	500万円	70%	住み替えに関するサービス事業

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付けで、アルヒマーケティング株式会社を吸収合併いたしました。
2. 当社は、2021年4月28日付けで、住み替えを検討しているお客さまの住宅ローンや物件購入・売却のコンサルティング業務を事業の内容とするアルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社を設立いたしました。
3. 2021年12月31日付けで、アルヒキャリア株式会社は解散を決議いたしました。

当社は、子会社との取引に際しては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

また、子会社との取引に際しては、必要に応じ事前に取締役会において議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。

(8) 対処すべき課題

当面の住宅市場は、昨今のテレワークの普及などライフスタイルの変化を踏まえ、より快適な住環境を求める傾向は続いており、住宅取得の意欲は底堅く推移することが見込まれます。感染症やウクライナ情勢などの影響による原油価格、建築資材の高騰等による物件価格の高止まり、更に金利が上昇した場合に購入検討の見送りが発生する懸念は残るものの、中～高所得者層を中心に住宅需要は底堅く推移すると予想しています。

やや中期的には、地方から大都市圏への人口流入、ライフステージ・ライフスタイルに合わせた住み替え、単身世帯の増加等を背景とした住宅需要の活性化が予想されます。また、国の中古物件流通促進政策を背景とした中古物件流通量の増加等、住宅ローン市場において引き続き成長が見込める領域（潜在マーケット）が存在すると想定されます。

上記を踏まえたうえで、複数の切り口から対処すべき課題について記載いたします。

① 競合他社の状況と商品ラインアップ

住宅ローン市場においては、変動金利商品を提供する大小の銀行が全住宅ローンの80%を超える市場を占有し、特に三大都市圏における競争が激化しています。銀行による積極的な貸出が行われた一方で、フラット35市場については、感染症の長期化による就業不安や物件価格の高騰などから利用顧客層の購入見送りなどの影響が見られました。外部環境の変化に合わせた商品ラインアップの拡充に加え、新たな顧客層や不動産事業者等への営業基盤強化等が課題であると認識しています。

当社グループは、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供している全期間固定金利商品で、従来から提供する「ARUHIフラット35」（フラット35買取型）に加え、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」（フラット35保証型）を市場に投入・拡大することにより、固定金利市場の拡大を図っています。「ARUHIスーパーフラット」シリーズは全体の実行件数を押し上げる原動力となっており、2022年3月期のフラット35の実行件数（借換を含む）シェアは27.3%となり、12年連続で第1位（注）となりました。

変動金利商品においては、固定と変動の金利差を背景に銀行の積極的な融資スタンスが継続すると予想されることからネット銀行の変動金利商品の拡販やオリジナル変動金利商品の拡充により、市場規模の大きな分野に参入し、住宅ローン事業の更なる拡大を図っています。

5月9日に取り扱いを開始した「ARUHIスーパー40」のような毎月の返済額を抑える超長期住宅ローンの導入をはじめとして、外部環境の変化に合わせた商品ラインアップの拡充に引き続き取り組んでまいります。

（注）取り扱い全金融機関のうち借換を含む【フラット35】実行件数（当社調べ）

② 販売チャネル及び営業体制

当社グループは、FC店舗、直営店舗、直販ホールセール営業や来店不要で手続きが可能な非対面チャネルなど、様々な販売チャネルを拡大して提供することで、より大きな市場により効率よくアクセス可能な体制を整備してまいりました。足元の外部環境の変化を踏まえ、今後は、当社の強みである店舗ネットワークにおける業務の更なる効率化やオンラインチャネルとのハイブリッド化など、デジタル・トランスフォーメーションを加速させ、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでまいります。また、2021年4月1

日付で営業体制を再編し、従来のFC店舗の支援・管理機能と直営店舗の営業機能を一本化することで、より高度かつ機動的な営業戦略の策定・遂行を図るとともに、全国に支社を設立しFC店舗と連携した大手不動産事業者開拓やFC店舗へのきめ細かいサポートなど、地域密着型マーケティングの強化を目指してまいります。

一方、適正な店舗運営の強化に取り組む上で、FC店舗を含む人材の安定的な確保及び研修などの教育制度による能力向上、コンプライアンス体制の強化が課題であると認識しており、こうした営業体制の再編により、店舗チャンネルの戦略的な運営を従来以上に推し進め、販売体制とコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

③ オペレーション体制

当社グループは、住宅ローン業務において、OCR (Optical Character Recognition) やRPA (Robotic Process Automation) 、AI等の最先端テクノロジーを活かして、お客さまの利便性と営業及び事務効率の向上への取組みを加速させています。また、住宅金融支援機構と当社が提携して提供する「ARUHIフラット35」などの住宅ローンにおける不正利用問題についても、当社の課題と認識しており、審査プロセスの強化をするとともに、AIを活用した住宅ローン不正利用検知システム「ARUHI ホークアイ」を導入することで、不正の排除に対する継続的な取組みを行っております。今後も引き続きテクノロジー活用領域の拡張を行い、事務を極小化した新型店舗の開発などの事務処理の効率化、精度の向上に取り組んでまいります。さらに店舗における営業活動や接客においても、スキルの平準化や向上を目的としたデジタル営業ツールの拡充などのDXを推進してまいります。オペレーション体制の強化においては、イノベーション・チャレンジを継続することが当社グループの責務かつ課題であると認識しています。

④ サステナビリティ

当社グループは、経営優先テーマ「マテリアリティ」を策定し、社会や環境への配慮などの取組みをより一層事業戦略と結びつけ、社会と自社の成長につなげていきます。

		課題と事業戦略	SDGsの目標
環境への取組み	<p>「ストック型・循環型社会の形成」による環境負荷の軽減および気候変動への対応</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・住み替え事業を通じた中古住宅の流通促進によるストック型・循環型社会の形成に注力し、中古住宅の流通促進を通じた廃棄物の削減に寄与することにより、社会の環境負荷を軽減し、気候変動に対応します ・環境配慮型住宅向け住宅ローン商品（フラット35S）の提供により、社会の環境負荷を軽減し、気候変動に対応します ・フラット35S債権を対象としたグリーンRMBSを継続的に発行し、本商品の更なる普及を目指します ・事業の遂行における環境負荷の軽減を実現します 	
社会への取組み	<p>自分らしい豊かでサステナブルなライフスタイルの提案</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・フラット35をはじめ様々な金融商品や住み替えのための各種サービスの提供を通じ、より多くの人に豊かな住まいと暮らしを提供します ・一人ひとりの価値観やライフスタイルをもとに“本当に住みやすい街”をご提案する「TownU（タウンユ）」と、中古住宅を含む最適な家のご紹介、買い替えのご相談などを通じ、ライフスタイルに合う住まい選びの実現を応援します ・自治体、地元企業などとタイアップした地域活性、空き家再生などを促進します 	
社会への取組み	<p>社会価値を生み出す人材の育成・開発と個の尊重</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会価値を創造し続けることのできる社会感度の高い人材づくりと組織風土・文化の醸成に注力します ・多様な働き方を応援・実践します ・スキル向上・キャリア形成のための施策を通じ人材開発に積極的に取り組みます ・ダイバーシティを推進します ・人権を尊重します 	
コーポレート・ガバナンス	<p>持続的成長に向けたガバナンス強化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正なコーポレート・ガバナンスの体制を構築・維持します ・取締役の独立社外比率を半数以上とし、経営の透明性と客観性を確保します ・教育の徹底、外部専門家の登用、ITツールの活用などによりコンプライアンスを徹底します ・情報セキュリティマネジメント、個人情報保護の徹底などを通じ、社会や環境に負の影響を与え得る活動を抑制し、企業活動のリスク軽減を図ります 	

a. 環境への取組み

「ストック型・循環型社会の形成」による環境負荷の軽減及び気候変動への対応

環境への取組みにおいては、「良いものを受け継ぎ長く使う、ストック型・循環型社会の形成に貢献する」「地球環境に配慮した、良質な住宅の普及を促進する」との考え方をベースに企業活動を行っております。

当該考え方に基づき、当社は、グリーンRMBSを発行し、ARUHIスーパーフラットSのうち「省エネルギーに関する技術基準」を満たす住宅を対象とする貸付金に対する資金調達を行っております。グリーンRMBSの発行を通じ、省エネルギー性に優れた住宅の普及促進に貢献しております。こうしたグリーンRMBSの発行は、日本初の取組みとなるもので、2021年4月には「ディール・オブ・ザ・イヤー2020」で「ベスト・ストラクチャード・プロダクト」を受賞いたしました。また、温室効果ガス排出量については、Scope2まで開示を行いました。

- (注) 1. RMBSとは、Residential Mortgage-Backed Securitiesの略称です。住宅ローン債権を裏付け資産として発行される証券のことで、グリーンRMBSは、その中でも高い環境改善効果が期待される住宅を取得するための住宅ローンを裏付け資産として発行されるものを指します。
2. ARUHI スーパーフラットSとは、「お客さまが民間金融機関が提供する住宅ローンを返済できなくなった場合に、住宅金融支援機構が民間金融機関に対し保険金の支払いを行う」という住宅融資保険（保証型用）のしくみ（【フラット35（保証型）】）を用いたARUHI独自の商品であり、そのうち住宅金融支援機構が定める基準を満たす住宅について、当初一定期間の金利を引き下げる【フラット35】Sの制度を利用した住宅ローンを指します。

b. 社会への取組み

自分らしい豊かでサステナブルなライフスタイルの提案

当社グループは、ARUHIフラット35をはじめさまざまな金融商品や住み替えに関わるの各種サービスの提供を通じ、より多くの人に豊かな住まいと暮らしを提供してまいります。

地域活性への取組みにおいては、「本当に住みやすい街大賞」の選定を行っております。住宅ローン事業で得られた膨大なデータを元に、あこがれやイメージではなく「実際にその地域で生活する」という視点から、住環境・交通便利・教育環境・コストパフォーマンス・発展性の5つの基準について、住宅や不動産の専門家が参画する選定委員会によって、公平な審査のもとに毎年「本当に住みやすい街」を選定しランキングを発表しております。主要な地域別に公表しているこのランキングはTV、雑誌、インターネットなどの多くのメディアに取り上げられ話題となっており、選出された街の商店街の看板やWebサイトなどにランキングを利用させていただくことで、街のPRを後押ししております。また、2022年4月には、川口市と移住促進、地域活性化のためのリーフレットを制作し、無料配布を開始しました。選定された街と連携し地域活性に向けた取組みを行うことで、街の持続的な発展に貢献しております。さらにWebサービス「TownU（タウンユ）」の提供を通じ、一人ひとりに合った“本当に住みやすい街”を提案することで、自分らしい豊かな生活の実現をサポートしてまいります。

▶ ARUHI presents 本当に住みやすい街大賞2022 ランキングサイト

URL:https://www.aruhi-corp.co.jp/cp/town_ranking/



▶ 「TownU（タウンユ）」 街診断結果画面イメージ

URL:<https://townu.jp/>



画像はイメージです

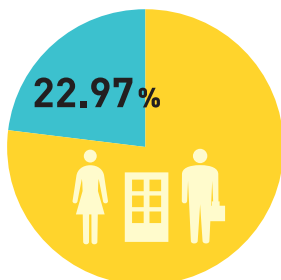
カスタマーファースト

当社グループはお客様の満足度向上は最も重要な経営課題の一つと考えております。当社の考える「お客様」とは、住宅ローンにおけるお客様だけでなく、ビジネスパートナー、地域社会、従業員等を含むさまざまな方であると定義しております。全社をあげて顧客満足度の向上への取組みを行うため、社内での全ての会議体・全ての部署に対してお客様満足に関する提言を行うCSD (Customer Satisfaction Director) を設置し、「カスタマーファースト」をスローガンとして、全社的な取組みを行っております。

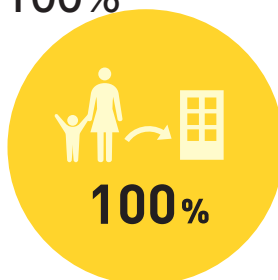
社会価値を生み出す人材の育成・開発と個の尊重

当社グループは、従業員一人ひとりがそれぞれのワークスタイル・ライフスタイルに合わせてその能力を最大限発揮できる多様性のある職場環境をめざし、その一環として、リモートワーク体制の積極的推進やコアタイムがないスーパーフレックス制度を導入しております。また、最長3年の育児休業や小学校6年生までの育児短時間勤務制度などに加え、産休・育休中は先輩従業員に復職後のアドバイスを受ける「ワーキングペアレントコミュニティ」を開催するなど、出産や育児が必要な従業員をサポートしております。また、教育研修については、人材開発に関する専門部署を設けており、階層別研修や外部研修への参加を推奨するなど従業員のスキル向上やキャリア形成をサポートする体制を整えることにより、従業員全員がその能力を最大限に発揮できる環境づくりと人材育成に取り組んでおります。

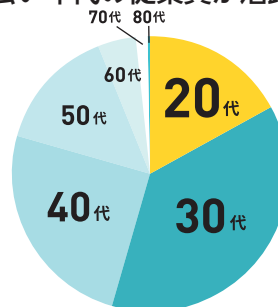
女性管理職比率
22.97%



**ARUHI従業員の
産休・育休復帰率**
100%



**新卒からシニアまで
幅広い年代の従業員が活躍中**



- (注) 1. 女性管理職比率については、組織長以上の管理職における女性比率としております。
2. いずれも2022年3月末時点

c. 持続的成長に向けたガバナンス強化

コンプライアンス

当社グループは、当社の「Mission、Value」の企業理念を具現化した「アルヒ・コンプライアンス行動規範」を定め、FC店舗従業員を含む全役職員に周知しています。この行動規範では、社外のステークホルダーの皆さま（お客さま・株主・社会全般など）への行動規範と帰属する組織の一人（よりよい企業風土・組織の一人・経営者など）としての行動規範を定めています。

当社は、こうした行動規範を日常業務で継続的に想起し行動につなげるため、「コンプライアンスファースト」をスローガンに掲げるとともに、「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、FC店舗従業員を含む全役職員に配布しております。また、テクノロジーの活用やオペレーションの改善を通じ、ルールに沿った適切な業務運営を行えるよう体制を整えております。FC店舗を含めたこれらの取組みは継続して強化していくことが重要と認識しており、FC店舗を含む全役職員に対する定期的な教育・研修及び月1回行う自主点検に加え、定期検査を通じた管理体制を維持することでコンプライアンス風土の醸成に引き続き努めてまいります。

また、全国に設置する支社にコンプライアンス推進責任者（管轄する直営店舗及びFC店舗のコンプライアンスに関する管理・指導責任者）を設置し、地域に密着したきめ細かいコミュニケーションによるコンプライアンス活動を実践しています。

リスク管理

当社グループは、リスク管理基本方針に基づくERM（Enterprise Risk Management）体制により、グループ全体のリスクを統合的に管理しています。事業領域の拡大や商品拡充に伴う新規リスクや既存リスクの継続的なモニタリングにより、リスクを適切にコントロールしながらビジネスの拡大と成長による企業価値向上に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス

当社は、CGコードを重視した経営を行うため、以下の基本的考え方に基づくコーポレート・ガバナンスを行っております。当社は、これからも透明で健全な企業経営を継続的に行ってまいります。

i. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- 1) 株主の権利に配慮し、権利を適切に行使する環境の整備を行います。
また、持続的な成長や企業価値の向上のため、株主総会及びその他の対話の機会を重視し積極的に対話を行います。
- 2) 取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略等大きな方向性を示し、適切な執行のリスクテイクを支えるとともに、実効性の高い監督を行います。
- 3) 永続的な企業価値の向上のため、お客さま・従業員・株主・取引先・債権者・地域社会等のさまざまなステークホルダーと協働し、相互の利益や価値を尊重します。
- 4) 会社の経営成績及び財政状態だけでなく、非財務情報としての経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスについて積極的に開示し情報提供の充実による透明な経営を行います。

ii. 人事報酬委員会の設置

役員の人事・報酬決定の透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を中心とした人事報酬委員会を設置しています。

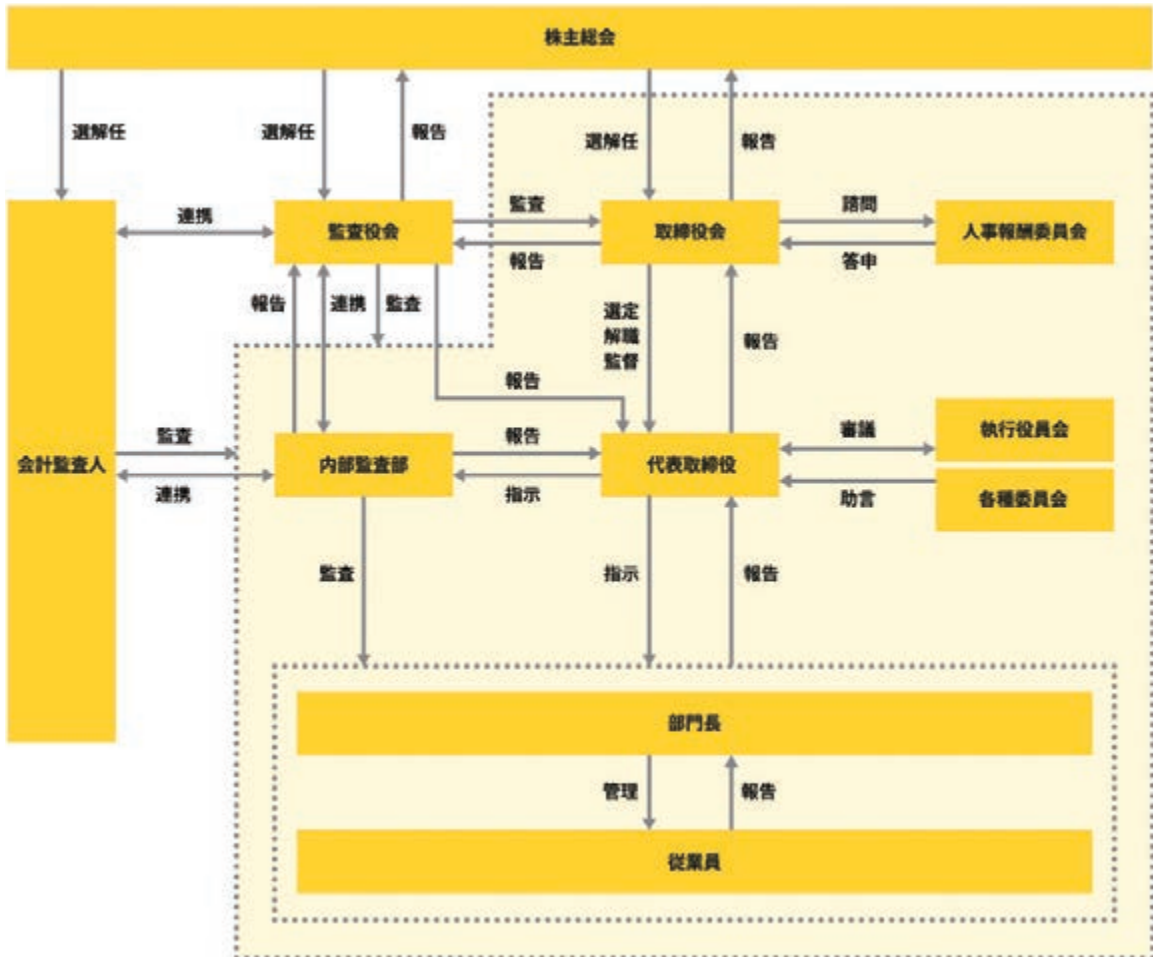
iii. 取締役会の実効性向上

コーポレート・ガバナンスの要である取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的として、実効性評価を行っています。

iv.ガバナンス体制

当社のガバナンス体制は以下のとおりです。

取締役会は、半数が独立社外役員であり、業務執行取締役が過半数を占めることのない、監督機能を十分に発揮できる構成となっています。



(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しております。この認識に基づき、当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、内部留保については更なる企業価値の向上を図るための成長投資に備える一方、剰余資金については継続して安定的に配当を実施していくことを基本方針としております。具体的には配当性向35%以上を目標としており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会です。

3 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 140,000,000株 (普通株式)
- (2) 発行済株式の総数 : 普通株式 35,311,140株 (自己株式769,460株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 : 22,033名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,679	10.41%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	2,134	6.04%
JP MORGAN CHASE BANK 385174	2,104	5.96%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,672	4.73%
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,372	3.88%
浜田 宏	953	2.69%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	841	2.38%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	739	2.09%
SBIホールディングス株式会社	733	2.07%
佐護 勝紀	624	1.76%

(注) 1. 当社は自己株式を769,460株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況は次のとおりです。

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社譲渡制限付株式 33,500株	3名

4 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
浜田 宏	代表取締役 会長兼社長 CEO	該当する事項はございません。
勝屋 敏彦	代表取締役副社長COO	該当する事項はございません。
松本 康子	常務取締役 CFO	該当する事項はございません。
井手 登喜子	取締役 (社外・独立)	該当する事項はございません。
火浦 俊彦	取締役 (社外・独立)	株式会社エクサウィザーズ 社外取締役
大信田 博之	取締役 (社外・独立)	株式会社ギガプライズ 社外取締役 株式会社SFM 社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 取締役 監査等委員 (社外)
原田 裕司	常勤監査役 (社外・独立)	日本ケミファ株式会社 社外取締役
今村 誠	監査役 (社外・独立)	潮見坂総合法律事務所 パートナー弁護士
中野 竹司	監査役 (社外・独立)	奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー弁護士
上野 光正	監査役 (社外・独立)	SBテクノロジー株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はございません。
2. 取締役 浜田宏氏は、2021年6月24日付けで代表取締役会長兼社長CEO兼COOから代表取締役会長兼社長CEOに、2022年4月1日付けで代表取締役会長に就任しました。
3. 取締役 勝屋敏彦氏は、2021年6月24日付けで副社長執行役員から代表取締役副社長COOに、2022年4月1日付けで代表取締役社長CEO兼COOに就任しました。
4. 取締役 松本康子氏は、2021年6月24日付けで常務執行役員CFOから常務取締役CFOに、2022年4月1日付けで取締役副社長CFOに就任しました。
5. 地位及び担当に「独立」と記載のある役員は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
6. 監査役 原田裕司氏は、経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。また、監査役 今村誠氏は弁護士として法令を中心とした高度な専門知識を、監査役 中野竹司氏は、公認会計士及び弁護士として財務及び会計並びに法令に関する高度な専門知識を、監査役 上野光正氏は公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識を、それぞれ有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社の取締役・監査役、及び当社子会社の取締役・監査役は、当該保険契約の被保険者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度にかかる報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	105 (30)	1 (-)	47 (-)	154 (30)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	42 (42)	- (-)	- (-)	42 (42)
計 (うち社外役員)	11名 (7名)	148 (73)	1 (-)	47 (-)	197 (73)

- (注) 1. 2021年6月24日開催第7回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業収益及び税引前利益）の達成率に応じて計算されます。定量的な業績指標は、事業規模の拡大と事業の収益率・効率性向上を目的として営業収益及び税引前利益を指標として選定しております。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の定量的及び定性的な貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て決定されます。なお、2022年3月期についての業績連動報酬は、業績指標達成率が80%に達しなかったため、支給いたしません。業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定しております。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%です。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとしております。
3. 上記非金銭報酬の内容は、ストック・オプション、及び譲渡制限付株式であり、ストック・オプションについては、当事業年度よりも前に付与したストック・オプションの付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しており、当事業年度の費用計上額は主に有償ストック・オプションに関連するものです。また、譲渡制限付株式についても、付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しております。

4. 当社における譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。対象取締役は、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除され、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内としておりますが、本株主総会において譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定について決議されました場合は、報酬として支給される金銭債権の総額は年額2億円以内となります。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定されます。
- また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）としておりますが、本株主総会において譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定について決議されました場合は、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内となります。
- 譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容を含む契約が締結されることを条件としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社における取締役の報酬額（総額）は年額5億円以内とし、その具体的な金額及び支給時期は社外取締役が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会により決定することとしております（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める取締役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です）。

なお、社外取締役については、その役割を勘案し業績連動報酬は支給しないものとし、固定報酬額については、取締役の報酬総額の範囲内としております。

また、監査役の報酬（総額）は「年額6千万円以内」であります（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める監査役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です）。

監査役報酬の具体的な金額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況や他社動向等マーケットの水準も考慮し、監査役の協議により決定しております。

また、2020年6月25日定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役は除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。

当該決議に基づき、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額1億円以内としておりますが、本株主総会において譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定について決議されました場合は、報酬として支給される金銭債権の総額は年額2億円以内となります。なお、具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く）は2名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方

針を決議しております（2021年5月11日、及び2022年5月10日開催の取締役会において一部改訂を決議）。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、本株主総会において譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定について決議されました場合は、「c.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針」における、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額2億円以内とし、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年10万株以内とする変更について、本株主総会后に開催される取締役会にて付議する予定です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a.報酬（業績連動・非金銭報酬を除く）等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬に関する方針及び体系については、過半数の社外取締役で構成される人事報酬委員会にて討議され取締役会への答申を経て決定される。

取締役報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているか等を勘案し、人事報酬委員会で討議を経た上で決定する。

人事報酬委員会は、取締役、執行役員、その他同委員会が指定する重要な従業員の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等について決議し、取締役会に答申することとする。

b.業績連動報酬の業績指標の内容・報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業収益及び税引前利益）の達成率に応じて計算される。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て決定されるものとする。

業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定する。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%とする。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとする。

c.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるとする。

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。

また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。

d.報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合に関する方針

業績指標達成率100%の場合の取締役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」の支給割合は、会長においては概ね1対0.56、社長は1対1、副社長は1対0.8を目途とする。

また、会長、社長及び副社長の「株式報酬」の支給割合、及びその他の取締役の「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の支給割合については人事報酬委員会において検討することとし、概ねの支給割合をベースに年度業績を反映させた結果を取締役会へ答申するものとする。

e.報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬及び業績連動報酬の決定については、年度業績の確定後に人事報酬委員会にて討議され、株主総会後に到来する最初の取締役会にて決議することとする。

決議された内容に基づき取締役任期の初月に報酬改定が実施され、固定報酬は各月に支払い、また業績連動報酬を7月に支払うこととする。

譲渡制限付株式報酬の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、報酬決定を第三者に委任することはない。社外取締役が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定することとする。

g.上記のほか取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する重要な事項

当社の譲渡制限付株式報酬制度では、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約において、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を定めている。

(4) 各社外役員の主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (全16回開催)	監査役会出席回数 (全14回開催)
取締役 井手 登喜子	15/16	-
取締役 火浦 俊彦	16/16	-
取締役 大信田 博之	16/16	-
監査役 原田 裕司	16/16	14/14
監査役 今村 誠	16/16	14/14
監査役 中野 竹司	16/16	14/14
監査役 上野 光正	14/16	12/14

② 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額及び子会社等からの役員の報酬等の総額

(単位：百万円)

支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額	子会社等からの 役員報酬等
	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
7名	73	-	-	73	-

③ 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 井手 登喜子	取締役会では客観的視点から積極的に意見を述べており、特にファイナンス分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 火浦 俊彦	取締役会では事業戦略について積極的に意見を述べており、特に新技術の応用について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 大信田 博之	主に経営戦略の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に資本提携、M&A等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 原田 裕司	経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する豊富な知見を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 今村 誠	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中野 竹司	弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 上野 光正	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と、責任限定契約を締結しております。契約の概要は以下のとおりであります。

(i) 社外取締役との責任限定契約

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(ii) 監査役との責任限定契約

- ・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額： | 70百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 14百万円 |
| ③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額： | 84百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査期間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 非監査報酬の内容

当社における非監査業務の内容は住宅ローン・リスク管理体制の構築及び気候関連財務情報開示に関する助言等であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
現金及び現金同等物	22,232
売上債権	1,007
営業貸付金	68,703
預け金	149
未収入金	24
その他の金融資産	28,274
その他の資産	1,205
有形固定資産	1,563
のれん	24,464
無形資産	2,930
繰延税金資産	157
資産合計	150,713

科目	金額
負債	
預り金	11,162
リース負債	1,249
借入債務	65,780
引当金	197
未払法人所得税	543
その他の金融負債	38,564
その他の負債	1,336
負債合計	118,835
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	31,889
資本金	3,471
資本剰余金	8,903
自己株式	△1,236
利益剰余金	20,750
非支配持分	△11
資本合計	31,877
負債及び資本合計	150,713

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	25,189
営業費用	
金融費用	△3,548
販売費及び一般管理費	△14,705
その他の費用	△428
営業費用合計	△18,682
その他の収益・費用	
その他の収益	48
その他の費用	△403
その他の収益・費用合計	△354
税引前利益	6,151
法人所得税費用	△1,925
当期利益	4,225
当期利益の帰属	
親会社の所有者	4,239
非支配持分	△14
当期利益	4,225

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

【資産の部】

科目	金額
流動資産	82,516
現金及び預金	22,103
売掛金	994
営業貸付金	31,129
貸付債権信託受益権	78
未収収益	15,011
預託金受益権	11,923
未収入金	26
その他	1,526
貸倒引当金	△275
固定資産	19,969
有形固定資産	462
建物附属設備	131
器具備品	105
リース資産	134
その他	91
無形固定資産	17,738
のれん	15,522
ソフトウェア	1,401
リース資産	29
その他	784
投資その他の資産	1,767
関係会社株式	47
長期前払費用	79
差入保証金	653
繰延税金資産	704
その他	283
資産合計	102,486

【負債の部】

(単位：百万円)

科目	金額
流動負債	41,535
買掛金	96
短期借入金	24,900
1年内返済予定の長期借入金	2,800
リース債務	120
未払金	626
未払費用	813
未払法人税等	618
預り金	11,165
その他	395
固定負債	38,802
長期借入金	38,500
長期預り金	16
長期リース債務	89
資産除去債務	196
負債合計	80,337
【純資産の部】	
株主資本	21,774
資本金	6,000
資本剰余金	6,275
資本準備金	1,510
その他資本剰余金	4,765
利益剰余金	10,724
その他利益剰余金	10,724
繰越利益剰余金	10,724
自己株式	△1,225
新株予約権	373
純資産合計	22,148
負債及び純資産合計	102,486

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		24,120
営業費用		
金融費用等	3,522	
販売費及び一般管理費	15,752	19,274
営業利益		4,846
営業外収益		
受取利息	5	
受取賃貸料	23	
債権取立益	39	
貸倒引当金戻入	45	
抱合せ株式消滅差益	254	
その他	13	382
営業外費用		
支払利息	89	
支払報酬	1	
減価償却費	0	
自己株式取得費用	3	
関係会社整理損	156	
その他	39	291
経常利益		4,937
税引前当期純利益		4,937
法人税、住民税及び事業税	1,813	
法人税等調整額	42	1,856
当期純利益		3,081

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

アルヒ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 奈美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルヒ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、アルヒ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

アルヒ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 奈美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルヒ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

アルヒ株式会社	監査役会	
常勤社外監査役	原田 裕司	㊟
社外監査役	今村 誠	㊟
社外監査役	中野 竹司	㊟
社外監査役	上野 光正	㊟

以上

A R U H I



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。